

浅川流域連絡会設置要綱

(設 置)

第1 浅川水系13河川及び谷地川、程久保川、大栗川、大田川において、治水上の安全確保と良好な河川環境を形成するためには、都民と行政が共通認識に基づき協働・連携して川づくりを進めていくことが必要である。そこで、上記河川流域の住民、流域に関心を持ち活動している団体、流域自治体、河川管理者が河川に係わる情報や意見交換及び提案等を行うことを目的として、浅川流域連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 連絡会は、次に掲げる事項について情報や意見交換及び提案等を行う。

- (1) 河川に係る計画、工事、管理等について
- (2) 河川環境と歴史・文化について
- (3) 流域自治体の行政計画のうち河川に係るものについて
- (4) 流域内における開発など、まちづくりと河川の係わりについて
- (5) 必要に応じて、流域外河川及び関連する他の流域懇談会等について情報や意見交換及び提案等を行う。
- (6) その他

(構 成)

第3 連絡会は、流域住民、流域河川に関心を持ち活動している団体の代表者、流域自治体及び河川管理者で構成する。

- 2 連絡会は、別表で掲げる者（以下「委員」という。）で構成する。
- 3 流域住民の委員は、公募によって選出する。
- 4 流域河川に関心を持ち活動している団体は、公募により選出し、委員は代表者1名とする。
- 5 委員の任期は2年を基本とし、再任を妨げない。
- 6 必要に応じて、臨時委員を置くことができる。

(座長の職務及び代理)

第4 連絡会は、委員の互選又は委員の推薦により、座長を置く。

- 2 連絡会は、委員の互選により副座長を置く。
- 3 座長は連絡会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故のあるときは副座長がその職務を代理する。

(連絡会の開催)

第5 連絡会は、原則として年4回開催し、座長が招集する。

- 2 座長は必要があると認めるときは、臨時に連絡会を開催することができる。

(事務局)

第6 連絡会の事務局は、東京都南多摩西部建設事務所工事課に置く。

付 則

この要綱は、平成20年 3月19日から施行する。

この要綱は、平成29年 1月24日に改正する。

この要綱は、令和 7年 9月26日に改正する。

委員構成

委 員 名	職	備 考
都民委員	流域住民	
団体委員	流域河川に関心を持ち活動している団体	
行政委員	国土交通省 京浜河川事務所 流域治水課長	
	八王子市環境部 環境保全課長	
	日野市環境共生部 緑と清流課長	
	東京都建設局 河川部計画課 中小河川計画担当課長	
	東京都南多摩西部建設事務所 管理課長	
	東京都南多摩西部建設事務所 副所長兼工事課長	